

2024 年度わんフェス規約

- 1 出店者は、本イベントに必要な行政手続きに関する情報や資料を期日までに提出すること。
- 2 出店者は主催者が設けたすべての規則・指示に従い、安全管理に努めることに承諾する。
- 3 出店者は、気象条件の悪化およびイベント環境の不良など、主催者の責に帰すべからざる理由により、イベントが中止になった場合、主催者に対してその責任を追及しないこと、並びにイベントへの参加のために要した諸経費の支払請求を一切行わないことを承諾する。
- 4 出店者は、販売を許可された場所に関して、土地形状や工作物等に何ら手を加えることなく使用する。また、販売終了時には残置物が無いように清掃を行う。
- 5 出店者は、販売物、配布物等、出店に関する一切を主催者に事前に通知し、承諾を受けることに同意する。
- 6 出店者は、暴力団、暴力団員・準構成員、暴力団関係企業、特殊知能暴力集団の関係者、その他公益に反する行為を為す者でないことを表明する。
- 7 出店者は、政治活動・募金活動・宗教活動を実施しないことを表明する。
- 8 出店者は、主催者に対し、催事出店手数料として、出店者が販売した商品の売上代金合計金額の10%と区画貸出費、備品レンタル費などを、販売終了時または10日以内に、売上報告書に記載の上、生物園事務所にて直接現金での支払いまたは、指定の銀行口座への振り込みを行うこととする。
- 9 出店者は、本規約に違反することにより、もしくはその他出店者の責に帰すべき事由で主催者に損害を与えた場合、故意過失を問わず、主催者が被った損害を賠償するものとする。
- 10 出店者は、本規約に違反することにより、もしくはその他出店者の責に帰すべき事由で第三者との間でトラブルが発生した場合には、出店者がその責任と費用を持って一切解決するものとし、主催者は何らの責任を負担しないものとする。前項の紛争により、主催者に損害または負担が生じた場合には、出店者は主催者に対し、主催者が被った損害及び費用の全てを支払うものとする。
- 11 主催者は、やむを得ない事情があるときは、この規約の一部を変更することがある。この場合、出店者は変更後の新規定を遵守することとなる。
- 12 出店者は、本規約内容を確認し、納得した上で契約をする。